

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部改正について

改正理由：事務組織の再編等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>第1 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における謝金の支給については、この基準の定めるところによる。</p> <p>第2 謝金の支給に係る委嘱等をしようとするときは、あらかじめ謝金にかかる伺書（別紙様式）により<u>課長又は監査室長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> <u>この基準は、平成20年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1 国立大学法人東京学芸大学（以下「本学」という。）における謝金の支給については、この基準の定めるところによる。</p> <p>第2 謝金の支給に係る委嘱等をしようとするときは、あらかじめ謝金にかかる伺書（別紙様式）により<u>課長</u>の承認を得なければならない。</p> <p>〔省略〕</p>